

面会規定

1. 目的

この規定は、入院患者の療養環境および院内の安全を確保し、適切な面会体制を整備することを目的とする。入院中の患者とその家族等との面会は、患者の尊厳の保持と精神的な安定、療養生活の質の向上、治療意欲の向上につながり、円滑な退院支援を行う上でも重要であることを踏まえ、適切に運用するものとする。

2. 基本方針

- 1) 患者の安静および治療を最優先とする
- 2) 感染防止対策を徹底する
- 3) 患者および家族等の心理的支援に配慮する

3. 面会時間

面会時間は原則として以下のとおりとする。

- ・ 3階病棟、4階病棟
平日：14時～17時 土日祝：14時～17時
- ・ 5階病棟
平日：13時～17時45分 土日祝：14時～17時45分
- ・ 面会時間内であれば時間制限なし
- ・ 病棟の状況により変更する場合がある

4. 面会人数等

- ・ 1回の面会は4名まで
- ・ 他の患者の安静を妨げるような多人数・長時間の面会は制限する場合がある

5. 面会受付

- ・ 面会者はナースステーションで面会カードへ記入する

6. 面会をお断りする場合

以下に該当する場合

- ・発熱、咳、下痢等の風邪症状がある場合
- ・感染症の疑いがある場合
- ・医師または看護師が不相当と判断した場合

7. 感染対策

- ・面会前後の手指消毒を徹底する
- ・不織布マスクを着用する
(マスク着用が困難な小さな子どもさんの面会は5階病棟の病室内でのみ可能です)
- ・感染症流行時は面会を制限する場合がある

8. 面会制限対象

以下の場合など患者の状態により面会制限を行う

- ・感染症患者
- ・医師が安静を必要と判断した場合

9. 遵守事項

- ・病院職員の指示に従うこと
- ・他の患者の迷惑となる行為を控えること（大声、長時間の滞在、無断での写真撮影等）
- ・酒気をおびての面会や面会中の喫煙は不可
- ・病室内での飲食不可
- ・面会者が規定に違反、またはそのおそれがある場合は、面会を中止する

10. 例外的面会の取り扱い

以下の場合においては、患者の状態や必要性を踏まえ、医師または看護師長の判断により、通常の面会制限を緩和することができる。

(1) 看取り期（終末期）

- ・ 家族の面会は原則として制限しない
- ・ 人数・時間について柔軟に対応する
- ・ 状況に応じて、同時入室人数の調整を行う

(2) 小児患者

- ・ 保護者の付き添いおよび面会は原則許可する
- ・ 付き添いは原則として1名（必要時2名まで）とする
- ・ きょうだいの面会は、感染状況および年齢を考慮し判断する

(3) 付き添いが必要な患者

以下の患者については、必要に応じて付き添いを認める

- ・ 認知症やせん妄のある患者
- ・ 意思疎通が困難な患者
- ・ 身体的・精神的に介助を要する患者

【付き添い条件】

- ・ 原則1名とする
- ・ 長時間滞在となる場合は、病棟と事前調整を行う

(4) 重症・急変時

- ・ 医師の判断により、家族の面会を優先的に許可する
- ・ 時間外であっても柔軟に対応する

(5) 遠方からの来院者

- ・ 特別な事情（遠方・頻回面会困難等）がある場合
面会時間・回数の調整を行うことがある

(6) その他

- ・ 医療上または倫理上必要と認められる場合は、個別に対応する

11. 規定の周知

(1) この規定を以下の方法により患者、面会者に周知する

- ・ 入院時の説明
- ・ 院内掲示
- ・ 病院ホームページ掲載

12. 附則

本規定は 2026 年 6 月 1 日より施行する